令和８年 11 月 17 日

南城市立幼稚園・小学校・中学校 保護者各位

南 城 市 教 育 委 員 会
教育長　具志堅　兼栄
（ 公 印 省 略 ）

日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求方法変更について（お知らせ）

平素より、本市の学校教育に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付システムが令和９年１月からリニューアルされます。

これに伴い、学校の管理下で発生したけがや疾病等に係る災害共済給付金の請求方法が変更となります。令和９年１月以降は、保護者の皆様において、スマートフォンやタブレット等を使用し、「医療等の状況」等の必要書類を撮影の上、新しい災害共済給付システムへアップロードして提出していただく方法となる予定です。

なお、新システムにおける操作方法については、後日改めて御案内いたします。

保護者の皆様におかれましては、請求方法が変更となることについて、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1. 変更開始時期
令和９年１月より

2. 主な変更内容
従来、必要書類を学校へ提出していた請求方法から、保護者がスマートフォンやタブレット等を用いて、必要書類を撮影し、新しい災害共済給付システムへアップロードして提出する方法へ変更となる予定です。

お問い合わせ
南城市教育委員会
教育指導課　担当：大田
TEL：098-917-5364

災害共済給付システムリニューアルに伴う重要なお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、日本スポーツ振興センター（JSC）の「災害共済給付システム」が、令和９年（2027年）1月から新しくなります。

システムリニューアルに伴い、災害共済給付金の申請手続きが一時的に停止となります。つきましては、以下の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

■お手元の書類（医療等の状況等）の提出について

学校の管理下のけが等で医療機関を受診し、まだ学校へ提出していない書類がある場合は、下記の期限までにご提出をお願いいたします。

学校への提出期限：令和８年〇月〇日（〇）まで

※期限以降に提出された場合は、新システム稼働後（令和９年１月以降）のお手続きとなりますのでご了承ください。



■令和９年１月以降の申請方法について



令和９年１月からは、新システムでの申請手続きに移行します。

新システムでは、保護者の方に、スマートフォンやタブレットなどで「医療等の状況」等を撮影し、アップロードして書類をご提出いただく機能を設けています。

システムの操作方法については、実際にご請求いただく際にご案内します。

■請求期限（時効）に関して

災害共済給付の請求には期限（時効）があり、同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月 10日の翌日（11 日）から起算して 2 年の間に請求を行わないときは時効となり、給付を受けることができなくなります。

ただし、今回のシステムリニューアルに伴う請求停止期間中に時効を迎える請求については、JSC において必要な対応を行い、給付を受ける権利が失われないようにいたしますので、ご安心ください。

令和８年１２月より保護者の方向けのご案内チラシ・動画が公開されますので、ぜひご覧ください！

